

※平成31年以降の表記は、新元号に読み替えることとする。

事業番号

0065

平成31年度行政事業レビューシート(復興庁)

事業名	東日本大震災復旧・復興に係る特定健康診査・保健指導に必要な経費			担当部局庁	復興庁	作成責任者				
事業開始年度	平成24年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	統括官付参事官(予算・会計担当)	参事官	増田 直樹			
会計区分	東日本大震災復興特別会計									
根拠法令(具体的な条項も記載)	国民健康保険法第72条の5、健康保険法第154条の2、船員保険法第113条、高齢者の医療の確保に関する法律第20条及び第24条			関係する計画、通知等	平成31年度東日本大震災復旧・復興に係る国民健康保険特定健康診査の国庫補助について(平成31年4月25日厚生労働省発保0425第1号厚生労働事務次官通知)等					
主要政策・施策	-			主要経費	社会保障					
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	保険者に対し、特定健康診査事業に要する経費の一部を補助することにより、東日本大震災の被災者に係る特定健康診査の受診機会を確保する。									
事業概要(5行程度以内。別添可)	<p>東日本大震災の被災者である被保険者等に対する特定健康診査事業について、以下の助成を行う。</p> <p>①被災者の特定健康診査に係る自己負担額を免除した保険者について、その免除した額に相当する額を助成する。</p> <p>②被災者が避難元ではなく、避難先の保険者が契約する健診機関等で特定健康診査を受診した場合、避難先の保険者から避難元の保険者に特定健康診査に要した費用を請求する。これにより、避難元の保険者が自ら特定健康診査を実施したときよりも高額の費用負担をすることとなった場合、避難先の健診費用と避難元の健診費用の差額に相当する額を助成する。</p> <p>実施主体: 保険者(全国健康保険協会、健康保険組合、国民健康保険組合、市町村)、補助率 : 10/10</p>									
実施方法	補助									
予算額・執行額(単位:百万円)			28年度	29年度	30年度	31年度	32年度要求			
	予算の状況	当初予算	10	10	10	10	10			
		補正予算	-	-	-	-	-			
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-			
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-			
		予備費等	-	-	-	-	-			
	計		10	10	10	10	10			
	執行額		7	7	7					
執行率(%)		70%	70%	70%						
当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)		70%	70%	70%						
平成31・32年度予算内訳(単位:百万円)	歳出予算目		31年度当初予算	32年度要求	主な増減理由					
	国民健康保険特定健康診査・保健指導補助金		7	7						
	全国健康保険協会特定健康診査・保健指導補助金		2	2						
	健康保険組合特定健康診査・保健指導補助金		1	1						
	国民健康保険組合特定健康診査・保健指導補助金		0	0						
	計		10	10						
成果目標及び成果実績(アウトカム)	定量的な成果目標		成果指標		単位	28年度	29年度	30年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度
					成果実績	-	-	-	-	-
					目標値	-	-	-	-	-
					達成度	%	-	-	-	-
根拠として用いた統計・データ名(出典)	-									
定量的な成果目標の設定	定量的な目標が設定できない理由					定性的な成果目標と28~30年度の達成状況・実績				
	被災者で特定健康診査の対象となる者のうち、本事業の助成対象となる者の総数を把握することが困難(※)であるため、定量的な目標を掲げることは難しい。 ※例えば自己負担額免除の場合、被災者数は把握できても、もともと自己負担額がない者については、本事業の対象にはならない。また、差額助成の場合も、対象者が避難先の健診機関等で受診するのか避難元の健診機関等で受診するのかを事前に把握することはできない。					左記理由から、被災者に対する特定健康診査が、適切に実施できることを目標とする。これまでの被災者に対する特定健康診査の実施状況は以下のとおりであり、予算の範囲内で必要に応じて実施できている。				

が困難な場合	事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	代替目標	代替指標		単位	28年度	29年度	30年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度
		不足なく被災者に特定健康診査を実施する。 ※30年度は集計中	本事業を利用した特定健康診査の受診者数	実績	人	7,285	7,276	-	-	-
				目標値	-	-	-	-	-	
達成度	%	-	-	-	-	-				
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標				単位	28年度	29年度	30年度	31年度 活動見込	32年度 活動見込
	被災者の特定健康診査事業に係る保険者への国庫補助額	活動実績	千円	7,131	7,267	7,034	-	-		
		当初見込み	千円	10,209	9,728	9,728	9,728	-		
単位当たりコスト	算出根拠				単位	28年度	29年度	30年度	31年度活動見込	
	X/Y=被保険者1人当たり国庫補助所要額			単位当たりコスト	円/人	979	999	-	1,342	
	X:国庫補助額 Y:特定健康診査受診者数 ※30年度は集計中			計算式	X/Y	7,131,000/7,285	7,267,000/7,276	-	9,728,000/7,250	
政策評価、新経済・財政再生計画との関係	政策	基本目標I:安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標9:全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること								
	施策	I-9-2 生活習慣病対策等により中長期的な医療費の適正化を図ること								
	政策評価	測定指標	定量的指標		単位	28年度	29年度	30年度	中間目標 - 年度	目標年度 - 年度
			実績値	-	-	-	-	-	-	
			目標値	-	-	-	-	-	-	
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係									
高齢者の医療の確保に関する法律に基づき保険者が実施する特定健康診査に要する費用において被災者にかかる自己負担分を一部を補助し、特定健康診査の受診機会を確保することにより、生活習慣病の予防を推進し、もって医療費の適正化を図る。										
新経済・財政再生計画改革工程表 2018	取組事項	分野:	-	-						
	(第一階層) KPI	KPI (第一階層)		単位	計画開始時 - 年度	30年度	31年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度	
		成果実績	-	-	-	-	-	-		
		目標値	-	-	-	-	-	-		
	達成度	%	-	-	-	-	-			
	(第二階層) KPI	KPI (第二階層)		単位	計画開始時 - 年度	30年度	31年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度	
成果実績		-	-	-	-	-	-			
目標値		-	-	-	-	-	-			
達成度	%	-	-	-	-	-				
本事業の成果と取組事項・KPIとの関係										
事業所管部局による点検・改善										
国費投入の必要性	項目				評価	評価に関する説明				
	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。				○	被災者の特定健康診査の受診機会の確保のために、保険者に対して補助を行うことは、被災者の健康の保持・増進に資することから、国民や社会のニーズを反映している。				
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。				○	全ての被災者が等しく受診機会を確保できるように、国が主体となり事業を行う必要がある。				
政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。				○	被災者の健康の保持・増進の観点から、特定健康診査の受診機会を確保することは必要であり、優先度の高い事業である					

事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-	
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無	-
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	旧居住制限区域等の上位所得層に対する自己負担額免除等については、財政支援の対象外としており、負担関係は適切である。
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	自己負担免除額及び避難元と避難先との健診費用の差額の実費を補助するものであり、単位あたりコストも妥当な水準である。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	補助対象は自己負担免除額及び避難元と避難先との健診費用の差額に限定しており、その範囲は明確であることから、真に必要なものに限定されている。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	保険者からの申請額が見込みを下回ったため。
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-	
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	-	-	
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	-	-
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	財政支援により、被災者が避難先の保険者が契約している健診機関で受診できる環境を整えているため、避難元の保険者が被災者の避難先の個々の健診機関と契約を結ぶ必要はなく、より効率的に事業を実施できる仕組みとしている。
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	助成を必要とする保険者に対して、不足なく補助することが出来ている。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-	-
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-	
	所管府省名	事業番号	事業名
点検・改善結果	点検結果	東日本大震災の被災者の特定健康診査の受診機会を確保するために、保険者の取組に対しての財政支援は、国における国民の健康の保持の責任を果たす観点から、必要と考えている。	
	改善の方向性	旧居住制限区域等の上位所得層に対する自己負担額免除等については、財政支援の対象外とするなど補助対象の範囲の見直しを行っており、引き続き適正な執行を行っていく。	
外部有識者の所見			
対象外			
行政事業レビュー推進チームの所見			
通現 り状	東日本大震災の被災者に係る特定健康診査の受診機会を確保するための必要性の高い事業である。引き続き効率性に留意し、予算の執行を進めること。 また、震災発生直後と比較した状況の変化を踏まえ、事業の終期について検討すること。		
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況			
通現 り状	引き続き効率的・効果的な予算の執行に努めていく。 終期については、避難指示区域等の状況を踏まえ、関係省庁等と調整の上、検討していきたい。		
備考			

